

芦屋町浄化センター他2箇所電力供給仕様書

1 概要

(1) 需要場所

別紙1「需要場所一覧」のとおり

(2) 用途

ア 公共下水道に伴う電力

2 仕様

(1) 電力供給条件

ア その他の施設

(ア) 供給電気方式	交流3相3線式
(イ) 標準電圧	6,000V
(ウ) 計量電圧	6,000V
(エ) 標準周波数	60Hz
(オ) 受電方式 常時	1回線
(カ) 自家発電設備	
a 芦屋町浄化センター	(常用) 30kVA×1台(ガス発電) 52kW×1基(太陽光発電) ※ 太陽光発電は、PPA事業で導入済 (非常用) 375kVA×1台

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量等

ア 予定契約電力

（ア）高圧

a 契約電力合計 331kW

※ 契約電力は、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される需要電力が、原則としてこれを超えないものとする。なお、契約電力が500kW未満である場合は、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。

イ 予定使用電力量

1,107,876kWh

※ 施設別の契約電力及び予定使用電力量は、別紙、各施設の予定使用量表のとおり。

ウ 力率 100% (平均)

各月の力率は実測値によるものとする。

(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 需給地点 別紙1「需要場所一覧」のとおり

(5) 計量地点 別紙1「需要場所一覧」のとおり

自動検針装置 有

(6) 保安責任分界点 別紙1「需要場所一覧」のとおり

(7) 財産分界点 別紙1「需要場所一覧」のとおり

ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。

3 入札価格の算出

本契約については、市場連動型にて価格を算出するものとする。

4 その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき九州管内で一般電気事業者として許可を得ていた者の標準供給条件及び選択供給条件がある場合はこれによる。なお、入札価格の算出にあたっては、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(2) 予定使用電力量は、天候などにより変動することがある。

需要場所等一覧

No.	施設名	所在地	需給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点
1	芦屋町浄化センター	芦屋町大字芦屋1455番地270	受電用気中開閉器（区分開閉器）の電源側接続点	左記需給地点に同じ
2	中ノ浜ポンプ場	芦屋町中ノ浜3790番地	受電用気中開閉器（区分開閉器）の電源側接続点	
3	汐入ポンプ場	芦屋町山鹿93番地2	受電用気中開閉器（区分開閉器）の電源側接続点	